様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和　８年　６月　３日

群馬県知事　山本　一太　殿



提出者　〒376-0102
住　所　群馬県みどり市大間々町桐原48番地5
氏　名　株式会社　相羽通建
代表取締役　相羽弘志
電話番号　0277-72-7455

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　相羽通建
事業場の所在地	群馬県みどり市大間々町桐原４８番地５
計画期間	令和　８年　４月　１日　～　令和　９年　３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	建設業／総合建設業
②事業の規模	前年度完成工事高　１２．１億円
③従業員数	２０人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリート殻→委託中間処理（破砕）→再生利用 アスファルト殻→委託中間処理（破砕）→再生利用 木くず→委託中間処理（破砕・圧縮）→再生利用

（日本工業規格　Ａ列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

現場作業所　廃材排出量の指示及び管理

工事事務（事務所）
（最終的な伝票確認を行い、報告する。）

現場代理人（主任技術者）
（マニュフェスト伝票作成）

下請及び作業員
（中間処理会社へ運搬し必要事項を記入し、現場代理人へ戻す。）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（　令和　７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排　出　量	2678.23　t	125.55　t

（これまでに実施した取組）
施工計画段階における、設計・工法の照査。
発注者と検討し、排出削減の検討を行う。

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
排　出　量	950　t	2　t

（今後実施する予定の取組）
施工計画段階における、設計・工法の照査を継続して行う。
発注者と検討し、排出削減の検討を継続して行う。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
がれき類、木くず等の分別の周知徹底。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
引き続き、産業廃棄物の分別及び適正処理を行う。

汚泥	金属くず	廃プラスチック類	
5.63 t	11.28 t	16.32 t	t

汚泥			
2 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和　７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和　７年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

【前年度（令和　７年度）実績】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0　t	t

（これまでに実施した取組）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類		
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0　t	t

（今後実施する予定の取組）

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和　７年度）実績】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
全処理委託量	2678.23　t	125.55　t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	2678.23　t	125.55　t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（これまでに実施した取組）
中間処理施設を選定し分別処理する。

t	t	t	t

t	t	t	t

汚泥	金属くず	廃プラスチック類	
5.63 t	11.28 t	16.32 t	t
t	t	t	t
5.63 t	11.28 t	16.32 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
全処理委託量	950 t	2 t
優良認定処理業者への処理委託量	t	t
再生利用業者への処理委託量	950 t	2 t
認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

（今後実施する予定の取組）
引き続き中間処理施設を選定し分別処理する。

※事務処理欄